

白川・緑川学識者懇談会【参考資料】

～ 設立趣旨、目的、経緯など ～

令和2年6月

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所



目次

1. 学識者懇談会の設立趣旨	P. 2
2. 学識者懇談会の目的	P. 3
3. 事業評価と懇談会	P. 4
4. 懇談会の概要とこれまでの経緯	P. 6

学識者懇談会の設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、平成12年12月19日に「白川水系河川整備基本方針」、また、平成20年7月25日に「緑川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って、白川においては今後概ね20～30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「白川水系河川整備計画」(平成14年7月23日)を策定し、令和2年1月23日に「白川水系整備計画(変更)」を行いました。また、緑川においては今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「緑川水系河川整備計画」(平成25年1月29日)を策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施して参りました。

この様な中、河川整備計画策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「白川・緑川学識者懇談会」を設置するものです。

学識者懇談会の目的

1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する。

- ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
- ・事業の進捗状況及び見直し
- ・河川整備に関する新たな視点など

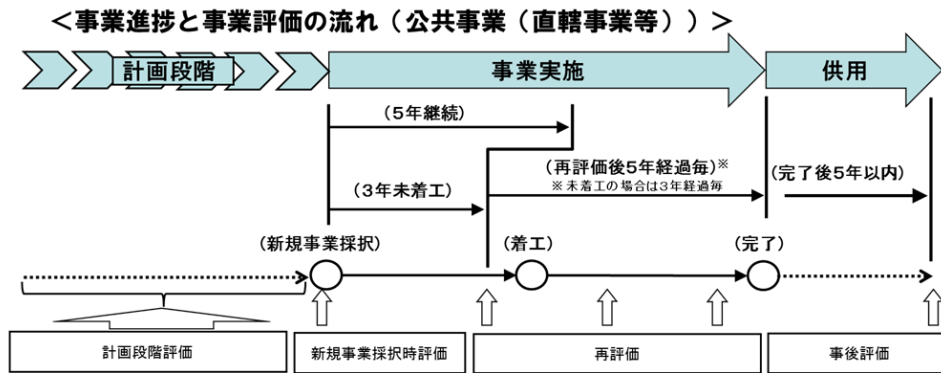
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を述べる。

※ 変更原案については、必要に応じて、県管理区間も含む

3. なお、内容の点検の中において、5年に一度実施する事業再評価(継続や見直し等)や事業完了後5年以内に実施する事後評価についての審議を行う。

事業評価の目的と懇談会の位置付け

事業評価の仕組み



事業評価 実施要領

※現最新：H30.3.30改定

- **新規事業評価**
国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領
- **再評価**
国土交通省所管公共事業の再評価実施要領
- **完了後の事後評価**
国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領

● 新規事業評価

新規事業の採択時において、費用対効果を含めた事業評価を行うもの

● 再評価

事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの

● 完了後の事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの

河川事業・ダム事業の「報告」について

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

- 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、**学識者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。**（第4の1(4)）
- 河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために**学識経験者等から構成される委員会等**が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会**で審議を行うものとする。（第6の6）

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

- 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、**その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする**（第6）

再評価の概要

再評価対象事業

1. 事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業
2. 事業採択後長期間（5年間）経過した時点で継続中の事業
3. 再評価実施後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）経過している事業 等

再評価の視点

1. 事業の必要性等
 - 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 事業の投資効果（費用対効果分析の原則実施）
 - 事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

河川、ダム
学識者
懇談会

審議

報告

審議

事業評価監視委員会

- 大学教授、経済界、法曹界等で構成（地方整備局においては8～12名程度）
- 地方整備局、独立行政法人、地方公共団体等ごとに設置
- 事業評価監視委員会による意見具申
- 審議の公開等により透明性を確保
- 事業評価監視委員会の意見の尊重

対応方針

- 「継続」又は「中止」等
- 評価結果、対応方針の決定理由等を公表

白川・緑川学識者懇談会について ～ 懇談会の概要とこれまでの経緯 ～

■ 背景 ■

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなった。これを踏まえ、基本方針に沿って、今後当面の間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施してきた。

この様な中、河川整備計画策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や見直し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対し意見を頂く場として「白川・緑川学識者懇談会」を設置するもの。

【白川】 河川整備基本方針:H12.12.19策定 河川整備計画(概ね20～30年間):H14.7.23策定 河川整備計画変更(概ね20～30年間):R2.1.23変更

【緑川】 河川整備基本方針:H20.7.25策定 河川整備計画(概ね30年間):H25.1.29策定

○ 目的

懇談会は、白川水系及び緑川水系河川整備計画(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見直し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。なお、必要に応じて、河川整備計画の変更原案(県管理区間)に関して意見を述べるができる。

また、整備計画(国管理区間)に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

○ 委員

学識経験を有する者(公共経済学、環境、河川工学、景観、漁業、水質、防災、文化財、水利)

○ 開催経緯

■ 第1回(平成26年9月26日)

- 1) 白川水系河川整備計画[大臣管理区間]の進捗状況
- 2) 白川直轄河川改修事業の事業再評価

■ 第2回(平成26年11月6日)

- 1) 緑川水系河川整備計画[大臣管理区間]の進捗状況(点検)
- 2) 緑川直轄河川改修事業の事業再評価
- 3) 緑川総合水系環境整備事業の新規事業評価
- 4) 白川特定構造物改築事業(第一白川橋梁)の事業後評価

■ 第3回(平成27年6月12日)

- 1) 白川水系河川整備計画[大臣管理区間]の進捗状況
- 2) 立野ダム建設事業の事業再評価

■ 第4回(平成27年11月6日)

- 1) 白川総合水系環境整備事業の事業再評価

■ 第5回(平成28年12月12日)

- 1) 白川直轄河川改修事業の事業再評価
- 2) 緑川上流土地利用一体型水防災事業の事業後評価
- 3) 熊本地震の対応

■ 第6回(平成29年10月31日)

- 1) 緑川水系河川整備計画[大臣管理区間]の進捗状況(点検)
- 2) 緑川直轄河川改修事業の事業再評価
- 3) 緑川総合水系環境整備事業の事業再評価

■ 第7回(平成29年12月11日)

- 1) 白川水系河川整備計画[大臣管理区間]の進捗状況
- 2) 白川直轄河川改修事業の事業再評価

■ 第8回(平成31年3月15日)

- 1) 規約の改正
- 2) 白川水系における今後の河川整備

■ 第9回(令和元年9月27日)

- 1) 白川水系河川整備計画の変更骨子
- 2) 白川水系河川整備計画(変更原案)における意見聴取方法

■ 第10回(令和元年11月23日)

- 1) 白川水系河川整備計画(変更原案)に対する意見
- 2) 白川直轄河川改修事業の事業再評価

別途、ワーキング
設置について了承

事務局に、熊本県
河川課を加える